

地域と共に  
更なる躍進を！



社会福祉法人  
アミカル

## ◎特別養護老人ホームアミカル(多床室)

原則として、要介護3～5の認定を受けておられる方で、常時介護を必要とし、在宅ではこれを受ける事が困難な方が優先的にご利用頂けます。(要介護1・2の方であっても事情により特例入所も可能です。)負担割合「1割」の場合の自己負担額を下記に表示しております。

ご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的とし、介護老人福祉施設サービスを提供致します。(1室4名での共同生活。)

### ご利用料金詳細

(1日当たり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費	665円	735円	808円	878円	947円
居住費			915円		
食費			1,445円		
合計	3,025円	3,095円	3,168円	3,238円	3,307円

## ◎地域密着型特別養護老人ホームアミカル(ユニット型個室)

ご利用者個々のプライバシーをより一層尊重した個室空間・天然木をあしらった落ち着きのある部屋で心豊かな生活を送っていただけます。

### ご利用料金詳細

(1日当たり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費	821円	892円	967円	1,040円	1,110円
居住費			2,066円		
食費			1,445円		
合計	4,332円	4,403円	4,478円	4,551円	4,621円

注) 多床室およびユニット型個室いずれをご利用いただきましても、下記要件は同様です。

※上記の介護給付費は、日常生活継続支援加算・夜勤職員配置加算・看護体制加算・個別機能訓練加算を含んだ金額です。

初期加算として、入所後30日間に限り30円/日を加算いたします。

※医療費、日用品など実費負担頂くものもあります。

※介護職員等処遇改善加算として、介護給付費に14.0%を乗じた金額をご負担頂きます。

ご家族の介護疲れ・冠婚葬祭・旅行等で家を空け、介護ができない場合に、ご家族に代わり、介護サービスを提供致します。負担割合「1割」の場合の自己負担額を下記に表示しております。

## ◎短期入所生活介護(多床室 \*空床利用型)

### ご利用料金詳細

(1日当たり)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費	485円	595円	664円	733円	806円	876円	945円
滞在費				915円			
食費				1,445円			
合計	2,845円	2,955円	3,024円	3,093円	3,166円	3,236円	3,305円

## ◎短期入所生活介護アミカル

### (ユニット型個室 \*空床利用型・定床型)

### ご利用料金詳細

(1日当たり)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費	559円	686円	752円	820円	895円	960円	1,035円
滞在費				2,066円			
食費				1,445円			
合計	4,070円	4,197円	4,263円	4,331円	4,406円	4,471円	4,546円

注) 多床室およびユニット型個室いずれをご利用いただきましても、下記要項は同様です。

※ご契約者が要介護認定を受けられていない場合、利用料を全額お支払い頂き、認定後自己負担分を除く金額が介護保険からご本人に払い戻されます。

その際、払い戻しの申請に必要な「サービス提供証明書」を交付致します。

※送迎の費用として、片道184円が別途かかります。

※要介護の介護給付費は、サービス提供体制強化加算・機能訓練体制加算・夜勤職員配置加算等を含んだ金額です。（多床室をご利用の際は、看護体制加算も含まれます。）

※要支援の介護給付費は、サービス提供体制加算・機能訓練体制加算のみです。

※医療費、日用品など実費負担頂くものもあります。

※介護職員等処遇改善加算として、介護給付費に14.0%を乗じた金額をご負担頂きます。

## 介護保険負担限度額認定制度

介護保険施設を利用した際の居住費（滞在費）・食費の負担額が、世帯の課税状況・預貯金等により減額される制度です。＊預貯金、有価証券など資産の状況によっては申請できません。

負担段階	対象者	預貯金等の資産状況
第1段階	生活保護受給者、境界層該当者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	老齢福祉年金受給者	
第2段階	合計所得金額＋年金収入額が80万9千円以下の方	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下
	合計所得金額＋年金収入額が80万9千円以上120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階①	合計所得金額＋年金収入額が120万円越えの方	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第3段階②		

負担段階	居住費・滞在費		食費	
	ユニット型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	0円	300円	300円
			390円	600円
第2段階	1,370円	430円	650円	1,000円
			1,360円	1,300円
第3段階①				
第3段階②				
第4段階	2,066円	915円	1,445円	1,445円

施設利用に係る自己負担の合計は、「介護給付費」+「居住費(滞在費)」+「食費」となります。

ただし、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、証に記載されている負担限度額が支払いの上限となります。

## 高額介護サービス費制度

同じ月に支払った介護給付費の合計が限度額を超えた場合、超えた額が申請により払い戻される制度です。限度額は、世帯の課税状況により決まっています。



### 見学・相談

受付：平日 8:30～17:00

土曜日、祝日については事前にお問い合わせ下さい。

※個人情報等の秘密は厳守いたします。

☎713-8102 倉敷市玉島1275-1(玉島警察署東隣)  
☎086-526-8827 Fax086-526-8828 R7.8.1改定